

福山市教育委員会会議（第14回）議事日程

2023年（令和5年）3月24日
午後2時00分 於：教育委員室

日程第1	教育長報告	1
日程第2	議第74号 臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）	2
日程第3	議第75号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事）	6
日程第4	議第76号 福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について	10
日程第5	議第77号 福山市立学校職員（県費負担教職員）服務規程及び福山市立福山高等学校教育職員の人事評価に関する規程の一部改正について	13
日程第6	議第78号 2023年度（令和5年度）福山市教職員研修基本方針について	16

教育長報告

3月	18日	土	
	19日	日	
	20日	月	福山市立小学校卒業証書授与式（遺芳丘小， 駅家北小）
	21日	火	
	22日	水	福山学校元気大賞部門賞表彰（鞆の浦学園） 本会議
	23日	木	閉校式（加茂小・加茂中）
	24日	金	福山学校元気大賞部門賞表彰（山手小， 泉小） 学校訪問（引野小） 第14回教育委員会会議

議第 7 4 号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により，議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので，同条第 2 項の規定により，報告し，承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

1 訴えの提起について

議第 号

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により，次のとおり訴えを提起することについて，議会の議決を求める。

2023年（令和5年） 月 日提出

福山市長 枝 広 直 幹

1 被控訴人

福山市内在住の者（未成年者）

2 原判決の内容

1に掲げる者（以下「甲」という。）及びその父（以下「乙」という。）を原告，福山市を被告とする広島地方裁判所福山支部 [REDACTED] 損害賠償請求事件に対する令和5年3月8日言渡しの判決の主文

(1) 被告は，原告甲に対し，金358万8987円及びこれに対する平成30年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告甲のその余の請求及び原告乙の請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は，原告甲に生じた費用の10分の3を被告の負担とし，その余は各自の負担とする。

(4) この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

3 控訴の趣旨

(1) 原判決中，控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は，第1，2審とも，被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

4 管轄裁判所

広島高等裁判所

(参考)

事 件 の 概 況

平成30年11月15日午後4時頃、市内日吉台一丁目の福山市立日吉台小学校の敷地の法面から転落し負傷したとして、甲及び乙が、福山市に対して損害賠償の請求の訴えを提起したもの。
--

議第75号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について

福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員を次のとおり任命する。

【事務局職員】

任命年月日 2023年(令和5年)4月1日

事務局所属	職名	名前	旧所属
部長の部			
学校教育部長	主事	亀山 貴治	学校教育部学事課長
学校教育部参与	主事	寺田 拓真	広島県派遣職員
課長の部			
管理部教育総務課長	主事	亀山 聰子	総務局総務部総務課長兼公平委員会事務職員
管理部政策調整官兼管理部教育総務課主幹兼学校教育部主幹兼企画財政局企画政策部企画政策課主幹	主事	手島 智幸	総務局総務部人事課次長(人事担当)
管理部学校再編推進室長	主事	皿海 三樹夫	総務局総務部人材育成課
管理部施設課長兼管理部学校再編推進室主幹	技師	藤野原 啓宏	管理部学校再編推進室調整員(政策担当)
学校教育部学事課長	主事	本宮 政尚	学校教育部学びづくり課長
学校教育部学びづくり課長	主事	片山 富行	学校教育部学びづくり課長補佐兼次長(授業企画担当)
指導主事の部			
学校教育部学びづくり課次長(授業実践担当)	指導主事	藤原 杏子	学校教育部学事課
学校教育部学びづくり課次長(授業企画担当)	指導主事	溝部 貴之	学校教育部学びづくり課次長(授業実践担当)
学校教育部学事課	指導主事	細田 壮一	新採用 (福山市立水呑小学校教諭)
学校教育部学びづくり課	指導主事	青山 千鶴	新採用 (福山市立想青学園教諭)
学校教育部学びづくり課	指導主事	中田 恭司	新採用 (福山市立神辺小学校教諭)
学校教育部学びづくり課	指導主事	松永 航	新採用 (福山市立曙小学校教諭)
学校教育部学校保健課	指導主事	西原 天美	新採用 (福山市立誠之中学校教諭)
学校教育部学校保健課	指導主事	佐原 美穂	新採用 (福山市立津之郷小学校教諭)

○異動・退職する職員

新所属	職名	名前	旧所属
部長の部			
退職 (福山市立南小学校校長)	主事	井上 博貴	学校教育部長
課長の部			
総務局総務部給与課長	主事	久保 正敬	管理部教育総務課長兼企画財政局企画政策部企画政策課主幹
市民病院経営企画部病院総務課長	主事	來山 浩一郎	管理部学校再編推進室長
保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課保育環境整備担当課長	技師	井上 誠之	管理部学校再編推進室主幹
建設局建築部長	技師	小森 満生	管理部施設課長
指導主事の部			
退職 (福山市立柳津小学校教諭)	指導主事	渡邊 弘貴	学校教育部学びづくり課
退職 (福山市立鞆の浦学園養護教諭)	指導主事	多田羅 絃子	学校教育部学校保健課
退職 (福山市立福山中学校養護教諭)	指導主事	前田 智子	学校教育部学校保健課

【福山高等学校教職員】

任命年月日 2023年（令和5年）4月1日

新所属	職名	名前	旧所属
福山高等学校	教諭	増野 充昭	新採用 (広島県立油木高等学校教諭)
再任用職員の一部			
福山高等学校	教諭	楠 幸浩	福山高等学校兼福山中学校
福山高等学校	教諭	永井 靖樹	福山高等学校
福山高等学校	教諭	西村 秀明	福山高等学校兼福山中学校
福山高等学校	教諭	平木 台二郎	福山高等学校兼福山中学校
福山高等学校	実習助手	卜部 典子	福山高等学校

○異動・退職する教職員

新所属	職名	名前	旧所属
退職 (広島県立戸手高等学校教諭)	教諭	栗原 拓弥	福山高等学校兼福山中学校
退職	教諭	戸田 えつ子	福山高等学校兼福山中学校
退職 (福山高等学校教諭 (再任用))	教諭	永井 靖樹	福山高等学校
退職 (福山高等学校教諭 (再任用))	教諭	西村 秀明	福山高等学校兼福山中学校
退職 (広島県立福山明王台高等学校教諭)	教諭	藻塩 昭文	福山高等学校兼福山中学校

議第76号

福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について

福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

国家公務員の定年引上げにより、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じるため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

「短時間勤務の職」の定義を地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職とするもの。
(第2条関係)

(施行期日)

2023年（令和5年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用され

た職員は、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、改正後の福山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の規定を適用する。

議第 7 7 号

福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程及び福山市立福山高等学校
教育職員の人事評価に関する規程の一部改正について

福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程及び福山市立福山高等学校教育職員の
人事評価に関する規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

国家公務員の定年引上げにより、地方公務員についても国家公務員と同様の措置
を講じるため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)が一部改正されたこと
に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもの。

(福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程第2条関係)

(福山市立福山高等学校教育職員の人事評価に関する規程第3条関係)

(施行期日)

2023年(令和5年)4月1日

(別紙)

教育委員会訓令第 号

福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程及び福山市立福山高等学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

(福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程の一部改正)

第1条 福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程(平成15年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(定義) 第2条 この規程において「職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及び定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者)をいう。	(定義) 第2条 この規程において「職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及び再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者)をいう。

(福山市立福山高等学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第2条 福山市立福山高等学校教職員の人事評価に関する規程(平成28年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(人事評価の対象者) 第3条 人事評価は、次に掲げる者以外の教育職員について実施する。	(人事評価の対象者) 第3条 人事評価は、次に掲げる者以外の教育職員について実施する。

<p>(1) 非常勤職員（会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。））、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。）を除く。）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 非常勤職員（会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。））、<u>再任用短時間勤務職員</u>（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の<u>規定により採用された職員をいう。</u>）及び任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。）を除く。）</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
 (福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、第1条の規定による改正後の福山市立学校職員(県費負担教職員)服務規程の規定を適用する。
 (福山市立福山高等学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、第2条の規定による改正後の福山市立福山高等学校教職員の人事評価に関する規程第3条第1号の規定を適用する。

議第78号

2023年度（令和5年度）福山市教職員研修基本方針について

2023年度（令和5年度）福山市教職員研修基本方針を別紙のとおり定める。

○2023年度（令和5年度）福山市教職員研修基本方針【別紙】

2023年度(令和5年度)福山市教職員研修基本方針

I 目標

全ての研修において、「学び」を中心として理念と実践を往還させ、教職員の授業力と専門性の向上を図り、福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育てる。

II 求められる教職員像

○ 文部科学省 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」における教職員の姿

- ・ 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めている。
- ・ 教職生涯を通じて学び続けている。
- ・ 子供一人一人の学びを最大限に引き出している。
- ・ 主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている。

○ 広島県教育委員会「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」

普遍的な事項

高い倫理観と豊かな人間性をもっている

子どもたちに社会のルールなどの倫理観や感動する心などの豊かな人間性を身に付けさせるためには、教職員自らが社会人としても高い倫理観をもつとともに、幅広い教養などに裏付けられた豊かな人間性を身に付けていることが求められる。

子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている

子どもたちの人格形成に携わるという職責から、教職員には、子どもに対する教育的愛情と、子どもを教え育てるといった仕事に対する使命感をもっていることが求められる。

専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる

各学校が特色ある教育活動を展開し、子どもたち一人一人の個性を生かす教育を行うためには、教職員一人一人が、それぞれの専門性を発揮するとともに、自らの職責を自覚し、職務を的確に遂行することが求められる。

社会や子どもの変化に柔軟に対応できる

変化の激しい社会にあっては、教職員一人一人が社会の変化や動向を踏まえながら、常に資質能力の向上に努めるとともに、子どもの変化やニーズを的確に把握し、柔軟に対応することなどにより、個に応じたきめ細かな指導を行うことが求められる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

確かな授業力を身に付けている

子どもたちに確かな学力や豊かな心などの「生きる力」を育むためには、学校教育活動の中心である日々の授業を、より質の高いものとする必要があることから、確かな授業力を身に付けていることが求められる。

豊かなコミュニケーション能力を有している

相手に分かりやすく伝える、感受性を働かせ豊かに表現するなどの「ことばの力」を子どもたちに育むために、「ことばの教育県づくり」に取り組んでおり、この取組を推進するためにも、豊かなコミュニケーション能力を有していることが求められる。

新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている

新たな「教育県ひろしま」の創造に向け、教育の「中身づくり」を推進するためには、教職員一人一人が、新たな課題に積極的に挑戦する意欲をもち、その解決に向けて取り組むことが求められる。

他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる

各学校において、地域の状況等に応じて特色ある学校づくりを推進するためには、組織的な連携のもと、教職員一人一人が意欲と自覚をもって学校運営に参画し、連携・協働し一丸となって教育活動を展開することが求められる。

ふるさとに愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども

21世紀型
“スキル&倫理観”

〈認知能力・非認知能力〉
知識・技能 創造力 課題発見・解決力 コミュニケーション能力 協働する力 挑戦する力
学び続ける力 やり抜く力・粘り強さ(Grit) ローズマインド(思いやり・優しさ・助け合い心)・・・

の育成

知的好奇心や意欲を発揮し、
分かる過程を通して→→

「子ども主体の学び」
全教室展開

→→「学びが面白い!」と実感する

一斉研修

子どもの現状・授業の現状から考える「校内研修」の充実

- ・ 自校の課題に即した研究テーマを設定する
- ・ 各研修での学びを校内研修に活かす
- ・ 授業研究・協議から各自の授業を振り返る
- ・ 学力調査の分析から授業を見直す 等々



福山100NEN教育 8th yearテーマ
「自ら・ともに『鍛える・支える』」
子どもたちが切磋琢磨しながら、やり抜く・粘り強く取り組む過程を大切にする。

各教科・部会グループ別研修 校区研修 幼保小研修 職種別研修

指定研修

- * 管理職研修
- * 総括事務長・事務長研修
- * 「福山100NEN教育」推進研修
- * 幼保小連携教育合同研修
- * 個に応じた学びづくり研修
- * 主任・主事等研修 等

任意研修

- * 教職員ニーズ研修
- * 小学校外国語活動・外国語研修
- * 中学校外国語「ラウンドシステム」研修
- * 各種ICT研修 等

- ・教材(単元)の目標を子どもの姿で捉える。
- ・教材に即したつまずきをイメージする。

教材研究



総合講座

- * 福山教育フォーラム 等

法定研修

- * 中堅教諭等資質向上研修
- * 初任者研修 等

推薦研修

- * 福山ティーチャーズ・アカデミー
- * こども発達支援センター 長期研修
- * 福山市立大学大学院 派遣研修
- * 通級指導教室担当者 養成研修 等

教職員が起点となり、学び高め合う研修の推進

「認知のしくみ」から
学習方法を見直す

一人一人の学びを促す
教師の役割を考える



日々の授業を中心とした教育活動